

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 総務課
部署の業務内容	総務関係、管理関係、会計事務関係業務

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・挨拶の奨励と接遇の研修結果の点検取りまとめ中で結果は出ていない。 ・職場環境の点検を行っており、案内表示の見直しを検討している。 ・「ムリ、ムラ、ムダ」を無くすよう経費節減に取り組んでいる。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項が あるか。	×	
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		-		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		-		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 農政推進課
部署の業務内容	水田経営所得安定対策の推進による担い手育成・確保。情報の収集と提供。容器・食品リサイクル法の啓発、調査・点検調査。採択事業。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 政策の情報提供における意見交換会等の開催では、出席者へ対しての周知が不十分で参加者が少なかった事例もあり、開催時、時間配分、参集範囲、周知の仕方等を課内で検証を行い、開催時期、文書通知のみでなくきめ細かな対応をすることなど次年度の改善策を検討した。 水田経営所得安定対策業務については、制度が複雑で理解しづらいとの意見が多いことから、概要版の説明資料を作成して各団体等の担当者、所属長に丁寧な説明を実施。また、生産者へもメールでの送付を実施している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 課で対応している相談窓口等において、相談が放置されたり、不誠実と批判を受けたことはないが点検を実施。事案が発生しないように所内情報共有の最適な姿を検討する。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産情報ネットワーク事業モニター交流会等の実施に当たっては、意見・要望について概要を上局へ報告するとともに、所内掲示板を利用して全職員へ情報提供している。 交流会等の実施後にはアンケートを実施するなど、成果を把握する。また、参加者へ対しては議事録を送付しているが、他で実施された内容を提供するなど政策の周知に努める。 今後の事務所での意見交換会等の取組に向けた課題や改善策を3月末までに取りまとめ整理する。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項が業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 農業・食品産業競争力強化支援事業 広域連携アグリビジネス支援事業 水田経営所得安定対策 生産の振興、流通の効率化、担い手確保・育成を図ることにより食料の安定供給ができることが、消費者への利益に繋がると考え業務を行っている。
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	
		×	

項目		対応		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザが発生した場合、対策本部指示によりプレスリリースを行うなど広報活動があり、2月26日(木)に模擬訓練を実施した。 ・容器リサイクル法での識別表示の啓発、食品リサイクル法の循環型社会構築することにより食の安全・安心を図る調査・点検にあたり、事業者等へ文書を発送するのみでなく、訪問してのきめ細かな対応により啓発を実施している。 ・情報業務においては、食の安全等について交流会等をつづじて丁寧に説明し、情報の受発信を取り組んでいる。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われていたものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通、廃棄処理までの過程で、容器・食品リサイクル業務が間接的に該当することとなるので、常に食の安全に関心をもち業務を遂行することとしている。 	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	「農の事業雇用」等のパンフレットを頂き窓口業務の対応がし易くなった。	/	残部を確認して、早急に追加送付する。
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 消費・安全部 消費生活課
部署の業務内容	食の安全に関すること、食育推進に関すること、消費者相談に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>・食の安全に関する意見交換会を開催。見やすく、理解の得られやすい資料の準備や説明等、丁寧・誠実・親切的な対応を実施。また、開催の都度、アンケートを実施して結果を検証。参加者の理解度や評価は良い。</p> <p>・対応、接遇については、専門研修のフィードバック等を所内研修を実施。</p>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<p>・消費者相談対応マニュアルや公益通報に関するガイドラインに基づき対応。具体的には、消費生活課長等又は消費者相談担当者が窓口となり、整理表に記録、回付するなどルール化されている。</p>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>・食育の推進に取り組んでいる。</p> <p>具体的には①食事バランスガイドの普及②学校給食での地場産活用促進③教育ファームの取組促進④市町村計画の策定促進の支援等を行っている。食育推進に係るシンポジウムの開催や出張講座への講師派遣、地域で開催される食育関係取組への共催・後援等の支援を行っている。</p> <p>「地方ホットライン」(平成21年2月26日大臣官房政策課)の実施手順が示されたことにより、今後、施策に積極的に反映させていきたい。</p>
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<p>食の安全性に関しては、生産者、食品関連業界、消費者が一体的に一致しているものでなければならない。ただし、利害関係では、食品の偽装表示やコンプライアンス等、現実として必ずしも一致しているとは言い難いのではないかと思う。</p>
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	○	①消費者を対象とした、食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施、②健全な食生活実現に向けて、食について自ら考え、自ら判断できる能力を養う食育の推進等。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年9月BSEが国内で初めて確認されて以降、リスク管理がクローズアップされ、食の安全に関する意見交換会の実施、消費者の視点を重要視した消費者行政を展開している。 ・リスクアナリシスは、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から、非常に重要であり、今後においてもスキルアップしていく。 ・また、食の危機管理についても、迅速に情報提供を行う等、被害拡大防止を図っている。 ・食品安全行政に関する基本理念や関係府省(食品安全委員会、厚生労働省)でリスク管理、リスク評価されたものに基づき、リスクコミュニケーションを実施している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	○			

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名		東北農政局 青森農政事務所 消費・安全部 表示・規格課		
部署の業務内容		JAS法に基づく食品表示の監視点検及び普及・啓発		
項目		対応	点検結果の概要	
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	食品表示の説明会、講習会について課内で説明内容の精査を行っている。各種パンフレット等を活用し、分かりやすい資料の作成を行うことにより、参加者に適した説明を行っている。また、問合せ等に的確に回答が行えるよう応対研修・接遇研修を行い、課内で業務のスキルアップとしての学習により対応を行っている。食品表示の問合せ等も年々増しておりJAS法の普及啓発につながっていると思える。	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	消費者の食品表示への関心は高まっており、事業者においても、コンプライアンスの意識から食品表示の問合せは増している。食品表示110番の取組の徹底を行っており、情報提供等への対応はマニュアルに沿って行っている。また、問合せ等の件数は年々増しており、問合せ窓口も浸透されてきている。	
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-		
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	食品表示の説明会、講習会について、各団体からの要請等により消費者向け講習会、製造・販売業者向け研修会においてJAS法に基づく食品表示について説明を行っている。また、農林水産省事業として、「事業者のための業者間取引表示セミナー」により事業者向けにJAS法による食品表示の啓発を行っている。各講習会・研修会・セミナーでは食品表示の質問等を受けており消費者・事業者にも分かりやすい回答を行っている。また、意見交換会は、食品事業者との意見交換会と共同会議関係の地方での意見交換により説明等を行っている。JAS法の制度については、共同会議、審議会で国民各層の意見を聞き制度改正されるが、現場段階での意見反映についてインターネット等でのパブリックコメントの制度はあるが、簡単な方法での意見が行えることが求められる。	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○		
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×		
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-		
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×		
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	食品表示の適正化は消費者の商品購入のためにあり、常に消費者の目線で調査指導、普及啓発を行っている。食品表示の原料原産地表示について事業者は原料が変わることによる大まかな表示が望ましいと考えており、消費者はできるだけ細部の情報を求められるが、JAS法の品質表示基準が基本となる。	
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×		
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	食品表示の監視業務は、表示事項に食の安全に結びつく事項が含まれる。 消費・安全部の業務は、BSE発生後の業務が主であり、食品表示については、制度内容について、審議会等で品質表示基準の見直し等されている。リスク管理として流通・販売等監視業務を行い表示根拠、商品の買上げ分析により表示根拠の確認等監視業務を行っている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	農林水産省では消費・安全部が食の安全に関する業務として対応しており、米穀の流通管理は現在食糧部が事故米発生の後流通管理体制の見直しによりチェック体制をとっている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 消費・安全部 安全管理課
部署の業務内容	カビ毒、カドミウム、鉛等有害物質含有調査。農畜水産物安全対策(農薬、動物医薬品等使用状況、残留農薬調査)。牛トレサビリティ業務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・対応研修や接遇研修を受講し、知らず知らずの内に「上から目線」で対応していなかったか等、今までの自分の対応ぶりを顧みることに繋がった。 ・より平易な説明資料の作成に心を砕くようになった。 ・安全管理課の業務(牛トレ、鳥インフルエンザ、農薬関係等)に係る意見交換会や出張講座へ当課から講師を派遣した際、アンケートを実施しているが、その結果をみれば、概ね評価されている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・当課へ要請された情報については、(消費・安全部の中の)表示110番や消費者相談窓口へ繋いでおり、適正に処理されていると考えている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
基本的な視点	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・施策反映の手法として、農政事務所段階では、意見交換会や学習会等で出された意見、要望を上部(農政局、本省)に繋ぐことしか考えられない。(国民各層から)評価されているかどうか、地方出先機関の一つの課の立場としては、正直わからない(上部へ上げているが、その結果がフィードバックされず、反映されているのかが見えない)。
	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・牛トレ業務(生産&流通段階)で牛の管理者及び特定牛肉販売業者を監視、指導する立場にある。牛トレ法に基づく管理者、流通業者の義務(管理者にあつては各種届出、特定牛肉取扱業者にあつては個体識別番号の適切な伝達)を徹底すること、つまり自分たちの業務を自信を持って進めることが消費者の牛肉の安全性に対する信頼に寄与しており、消費者の利益に繋がっているとの自負がある。 ・消費者が安心して牛肉をたくさん食べれば、生産振興や食肉販売業者の売上増にも繋がるので、牛トレ法的には、消費者と業界の利害が反目し合うものと考えていない。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・全てが食の安全に関連する業務	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・牛トレ業務をはじめ、安全管理課は、まさにBSE発生を契機にできた。その意味で、私たちの業務のすべては、科学的根拠に基づいており、国民の健康への悪影響を未然に防ぐために行われているもの。牛トレ業務はまさしく川下への影響を防ぐ観点から実施されている業務。 ・牛トレ業務は施行から5年以上が経過し、全管理者を対象とした啓発から不適正案件に対する重点的指導へスタンスを変更。 ・今までの事故米対応は、食を扱っているという意識が職員に欠如していたと言われても反論できない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・農水省の業務は全て食に関わっており、その意味で食の安全に関係しないものはない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 食糧部 消費流通課
部署の業務内容	米の備蓄運営(買入・保管・輸送・販売)に関する事、米の消費拡大に関する事、農産物検査に関する事、米麦の国家貿易に関する事

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	備蓄運営(保管等)及び農産物検査に関する関係事業者への説明に関しては、説明会等を開催し、目的趣旨背景等を含め、ていねいな説明に努めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等が寄せられた場合は、速やかに管理者に報告し、適切な対応を行う事としている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点 政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	備蓄運営(保管等)及び農産物検査に関する関係事業者への説明に関しては、説明会を開催し、目的趣旨等も含め、ていねいな説明に努めている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課においては、備蓄運営関係業務である政府米麦の買入、保管、運送、貿易を担当している。また、農産物検査の指導監督を担当している。 業務対応にあたっては、国民への説明責任と経費節減に充分留意し対応している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 当課においては、政府米麦の買入、保管、販売等の業務を行っており、食糧を供給する立場にある。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	備蓄運營業務に関し、食の安全を旨としている。万が一、カビが発見された場合はカビ等異物発見時対応マニュアルに基づく対応を行う事としている。また、MA米については、販売前カビ、カビ毒の分析確認を行い、問題のないもののみ販売する事としている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	上記で対応中。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	青森農政事務所食糧部計画課
部署の業務内容	米穀の販売・流通・価格調査、政府米入札販売、米政策(生産調整)関係業務

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表に基づく「挨拶」の励行、接遇マニュアルに則した対応の実施。 ・新たな農業支援策については、県及びJA中央会と連携して、市町村・JAに対してわかりやすい説明を心がけるとともに、質問・意見についても丁寧に対応。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の苦情等に適切に対応するため、接遇研修の実施。 ・米政策について、対策の実施内容の複雑さやわかりづらさ、生産調整実施者のメリットが感じられないといった意見が多く寄せられ、意見をとりまとめ機会あるごとに上局へ報告。しかし、上局へ回付した意見については、検討経過について回答や説明は無い状況。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地方出先における米政策においては、政策内容説明を県及び中央会等と連携して、市町村・JA等に対して周知を図っている。会議等における意見・要望は上局へ回付。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・米政策業務については、生産調整による米穀の安定供給と価格の維持が図られることを目的として行われているが、消費者にとっては米価が低いことを歓迎。農業者への所得確保は、農産物の安定生産・供給に寄与し、最終的に消費者への利益となると考える。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 政府所有米穀の販売	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<p>・日常的な業務において「ムリ、ムダ、ムラ」が無い業務内容の点検を実施中。</p> <p>・事故米の反省、安全な米穀販売のため次の業務を実施</p> <p>① 政府所有米穀の流通に関する検査マニュアルに基づく各工場への立会及び立入検査の実施。</p> <p>② 輸入米の販売前におけるカビ、カビ毒チェックの手順に基づく、カビの販売前チェックの実施。</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・加工用、飼料用米が主食用へ転用される可能性あり。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	米政策改革等政策の内容が複雑化し、市町村・JA担当者及び農業者は理解不足のため、わかりやすい内容とするよう要望	/	説明会等でわかりやすい説明に心がけるも、制度の仕組みが複雑化していると思われることから、上局に対し意見として提出
		/	
		/	

(公表様式)

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 統計部 統計企画課
部署の業務内容	・各課業務の運営及び調整、地域センターの指導、連絡調整。・統計調査に係る企画・分析及びシステムの整備・管理。・予算要求、予算の実行計画の作成及び予算の管理。・統計調査員の確保、指導、関連事務。・業務運営に係る適正な定員配置、人事異動案の策定。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・業務の簡素・効率化、国民の視点に立った調査の充実・強化の取組みを図るため、部内に「業務の効率化等検討チーム」を設け、各担当者レベルから総点検に取り組んでいる。・統計調査結果による公表物等のデータ提供においては、国民各層に対しわかりやすい内容となるように取り組んでおり、関係機関等への原稿投稿による調査結果の広報・普及活動も継続し取り組んでいる。データ照会等にたいしては丁寧・誠実・親切な対応を行い評価を得ている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・統計に係る事案については、統計企画課長を窓口に対応するとともに、事務所幹部及び、局統計部に速やかに報告する体制となっており、周知徹底を図っている。・他部門に係る苦情・意見等については、事務所内の対応連絡体制にもとづき対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・統計調査の実施にあたり、目的及び調査結果の活用について調査客体に丁寧な説明を実施しており、意見・要望等がある場合は速やかに局統計部又は事務所担当部門に報告している。・統計データ等の照会・提供については、迅速、的確に対応している。・水稲収穫量調査の実施にあたり、農業施策の基礎データを得る調査への理解を得るため、調査方法を公開、現地説明の取り組みを実施し農業者、農業関係者から理解を得ている。また、水稲調査に係る調査結果について、関係機関等への説明を実施し共通認識を図っている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・統計調査業務では特定分野での業界は存在しないが、統計調査においては特定の者の利害関係に直結しないよう、中立かつ客観的に実施している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	・食の安全に関連する業務事項は該当が無く、統計データ把握が主である。業務外であっても食の安全等に関する情報・資料は提供している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	・当課の業務では該当はない。他課では流通消費業務の食品事業者を対象とした調査はあるが、直接、食の安全に影響を及ぼす調査項目はない。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 統計部 経営・構造統計課
部署の業務内容	農林漁経営の収支、農畜産物の生産コスト、農作物価統計、農林漁業生産額、農林漁業の基本統計のセンサス統計など。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・業務内容的には、経営の収支、経営コスト、農作物価、農林漁業センサスによる基本構造であるため、外部からの照会もあり誠実な対応を行っている。また、調査結果の公表についても出来る限り広く公表できるように、データの提供、説明を丁寧に行い、その取組に対して評価を得ている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・調査結果及び公表物の説明時に出された意見・要望については、速やかに上部へ報告、回答が必要なものは原則としてワンストップサービスで対応することとしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・経営統計調査結果が経営所得安定対策等に利用されることから、その取りまとめには正確性、中立性のもとに行っている。調査結果の公表等における説明時の意見・要望、外部からの照会時に対しては、施策に反映されるように上部に挙げることとしている。そのためには調査の目的、施策に利用されることから調査客体には、協力をいただいている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・統計調査結果は、正確性、中立性、公平性のもとに作成されるものであり、特定の分野に偏りがあってはならないものである。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	×	・経営統計及び構造統計業務では、データの把握となり食の安全に関連する事項は該当はないが、情報の提供等は行う。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	×	・経営及び構造統計業務では該当項目はない。流通消費業務では食品事業者への調査はあるが、食の安全に影響を及ぼす調査項目はない。他部署の業務については、日常的に食の安全を意識していくことは、今まで以上に關心を持っていく。		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 生産流通消費統計課
部署の業務内容	農畜産物の生産量統計、林業、漁業の生産量統計の作成し、食料の安定供給を図るための基礎資料の作成。

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲調査は生産者の関心が高いことから、調査結果の公表後はJA中央会、県等関係への説明を行っている。 ・水稲作況調査手法の説明会を実施し、これまではパンフレットで行っていた説明を、実際の作業を見もらうことで、調査に対する関係機関の理解は深まり丁寧な取組みを行った。その結果、テレビでも放送され参加者からは、「結果の数字だけを見ていた時に比べると説明を受けたことで、具体的に農家の人に説明しやすくなった。農家の人たちにも、こうした説明会を開くことでより理解してもらえるのではないか。」との評価をいただいた。しかし、消費者関係者の参加までを想定していなかったことは反省している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・統計数値として公表した重要なものについては関係機関へ丁寧な説明を行い、統計数値を活用した政策が行われていることの理解に努めている。その際、関係機関及び生産者等からだされた意見等は上部へ報告している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の説明をより具体的に実践している場を公開する形で取組を行っており、意見交換を図り調査への理解を深めている。取組の結果として統計データの作成経過について理解が深まったとの発言があり、取組は評価されている。 ・統計数値として公表した重要なものについては関係機関へ丁寧な説明を行い、統計数値を活用した政策が行われていることの理解に努めている。その際、関係機関からだされた意見等は上部へ報告している。 ・農家が使用しているふるい目幅との違いから実収量感に違いがあるとの意見がだされるが、刈り取りデータ資料の還元を行い、ふるい目幅と実収量感との差を説明し、意見等は上部へ報告している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査としては公平性・中立性のもとに実施されており、特定の者の利害には直結することはない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要		
食の安全業務についての点検	総論				
		部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	・農畜産物の生産量、流通消費で事業者調査があるが数値の把握が業務、食の安全に関する事項は該当がなく、資料・情報の提供に限られる。	
	業務の見直し		BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
			見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
			部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
			部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
			その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
			フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
			その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
			他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
			おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	・流通消費統計業務で食品業者を調査客体とするものがあるが、食の安全に影響を及ぼす調査・調査項目は該当がない。食品の安全に関する情報には常に関心を持ち業務を行うこととしている。		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 地域第一課
部署の業務内容	食品の表示に関する業務、食の安全に関する業務、経営所得安定対策に関する業務、米政策に関する業務その他

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットスタンドの設置位置の変更 ・来客に対する挨拶の励行 ・庁舎案内図の書き換え ・応接の研修
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
基本的な視点	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全に関する意見交換会を年4回開催し、食の安全に関する政策目的の説明等を行っている。 ・4月以降は、これまでのアンケート等で示されている参加者の意向を反映した意見交換会にすべき。 ・米政策改革や経営所得安定対策への不満、苦情、諸要請事項を収集するシステムを地域内関係機関の連携で構築する必要がある。
	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けている	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-		
業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事故米対応を巡って、製造業者と消費者の利害が今回の事例で一層際だつ結果になった。
	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今後進められる、カビ、カビ毒等の検査により配合飼料生産の縮小などになった場合。

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・鳥インフルエンザ等の対応マニュアルは存在するが、具体的事象がないので実体験に基づく演習が必要。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全を担当する部署と産業振興部門が独立して業務を進めているので、偏った対応はとっていない。 ・外部講師等を活用し、小規模であるが消費者グループとの意見交換を進め、健康への悪影響の未然防止に努めている。 ・上部機関からの指導等を受けて進めているので、正しい判断をされたものと思っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局青森農政事務所地域第二課
部署の業務内容	食の安心・安全確保に関する業務、意欲と能力のある担い手育成に関する業務、農産物検査に関する業務、その他業務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・所内では、親切丁寧を念頭に入れた対応研修をしながらの業務改善に取り組んでいる。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・国民からの苦情、要請、内部告発等の情報提供が考えられるのは、食品表示110番の情報確認・消費者相談窓口となっており、適切な対応をしている。そのほかでは意見交換会や水田農業推進協議会等である。それらの場での要請等は様式に則って報告しているものである。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・国民に政策目的や政策効果の説明等を実施する場として、意見交換会、表示の説明会がある。地域第二課が主催するのは意見交換会だけで、それ以外は外部からの要請によって行われている。概ね適切な取組になっていると考えるが、その検証方法が具体化されておらず、客観性に欠けると思われる。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・食の安心・安全確保の業務に就いている者は、業務の性質上しっかり対応しているが、旧食糧事務所の業務に就いている者は農業者感情等を理解して業務をしなければならない場合があり、こちらの主張をおさえることもある。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ・牛トレーサビリティ業務。 ・MA米の販売前のカビ、カビ毒チェックに関すること。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・牛トレー業務では、昨年一部改正された調査方法に則り業務を実施していることに加え、高病原性インフルエンザ対策の初動訓練の試行等も実施して、協調活動を行っている。 ・「政府所有米穀の流通に関する監査マニュアル」、「輸入米の販売前のカビ、カビ毒のチェック」などの業務の見直しで、各項目へ対応している。また、前記業務を全職員で対応しているため、全職員がその業務の根拠を認識している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-		
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 地域第三課
部署の業務内容	食糧法関係、農検法関係、JAS法関係、牛トレ法関係等業務等

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	生産者への経営安定対策に係る積立準備金及び表示関係相談の来庁者に対しては既存資料のほか現地に即した資料により丁寧に説明している。また、接遇研修等も行っている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	消費者相談窓口・表示110番窓口で対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	生産調整、米政策、表示関係等業務のいるが施策に反映されているかは不明。 意見交換会等では施策の説明を行っており、参加者から出された要望等についても上部に伝えている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	経営所得安定対策、生産調整全般の業務は農業者・農業団体に特定された業務と理解している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	JAS法について事業者と消費者の利益は一致しないと理解している。
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	表示関係業務においては一致しないものがあると認識している。

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ 消費・安全部関係全般の業務が該当する。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	牛トシ業務の見直し等が行われている
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	産業振興部門と消費・安全部門は独立しており偏っているとの認識はない。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	鶏インフル、農畜水産物の安全対策業務等の取組を行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	サンプリング等を行い科学的根拠によりなされている認識している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	MA米のカビ毒チェック業務がなされている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	分析機関に試料を送付し分析が行われており根拠に基づき行われていると理解している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 青森統計・情報センター
部署の業務内容	東青地域(5市町村)及び下北地域(5市町村)を管轄し、①農林漁業の基本構造に関する調査②農林漁業者の経済活動に関する調査③資源利用と生産に関する調査④流通、加工、消費に関する調査⑤現地事例情報・アンケート調査を実施し、農林水産施策の基礎となる統計を作成し、幅広く提供するとともに、地域の食糧・農林水産業・農山漁村に関する情報の受発信、意識・意向を把握し提供する。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇研修を実施し、今まで気がつかなかった点を改め、親切・丁寧な対応を行うことを職員と確認。 ・各種調査を行う際に、調査客体に対して調査の目的、施策に利用されることを説明し、調査に協力をいただいている。 ・水稻作柄調査結果説明や調査手法について、説明を公開する場を設定し、マスコミ(テレビ)も取材する中で丁寧な説明の結果、調査の重要性、正確性、データの中立性が理解され更に広く普及してほしい旨の評価をいただいた。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査、調査結果説明を行う際に意見情報として挙げられたものに対しては速やかに所管部署へ報告することがルール化されている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各種統計調査の調査客体に対し、調査の目的や結果の施策への活用について説明し調査を実施、施策等への意見が出されれば所管部署に報告している。また、施策に関するパンフレット等を積極的に提供している。 ・水稻作柄調査の調査手法公開及びモニターに対する対面での施策説明等により意見収集を行っている。 ・水稻作柄調査結果説明や調査手法について、説明を公開する場を設定し、マスコミ(テレビ)も取材する中で丁寧な説明の結果、調査の重要性、正確性、データの中立性が理解され更に広く普及してほしい旨の評価をいただいた。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査は、中立・公平性の基に実施している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	×	・統計調査や情報業務では直接、食の安全に関する事項はないが、業務を遂行する中で、調査客体及びモニター等に情報の提供、意見等を収集している。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	×	・食品産業事業者に対する調査があるが、食の安全に影響を及ぼす直接に食の安全等に関する調査項目の設定はない。（統計調査は、農畜産物の生産量の把握、食品循環資源再生利用等実態調査、食品流通段階別価格形成調査、食品産業活動実態調査を実施）		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

(公表様式)

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 弘前統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業に関する各種統計調査である農業経営統計、農畜産物生産費、生産及び流通統計調査、経営安定対策等の相談窓口、さらに、農林水産業に関する情報収集を行う。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・接遇研修を行い、さらに丁寧な対応を行っている。 ・水稲調査の調査手法について、管内の関係機関(県、市町村、JA等)を対象に標本の抽出から各調査期における実測調査の手法及び作柄の取りまとめ手順を各種機器の実演を通して理解を深めてもらうための説明会を開催した。また、統計調査等の公表物、資料の還元時に説明を行い、その中で出された意見・要望等については上部へ報告し対応した。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・初めての調査手法公開に係る説明会であったが、関係機関からは作柄の取りまとめに係る一連の調査手法及び手順について理解していただき感謝を受けた。また、作柄に関する意見交換も行われ共通認識の場として貴重な説明会との評価を受けた。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・水稲作柄の公表値について、生産者及び関係機関から実感とは違う旨の苦情等を受けた場合は、速やかに当事者に対して丁寧に説明するとともに、上司に対しても報告している。また、統計データの照会に対しても速やかに対応することとしている。 ・米の生産統計(作付面積、収穫量等)は、米政策改革と深い関連があることから管内の生産者及び関係機関等から指摘、要請等を受けた場合は速やかに上部へ繋ぐ対応、いわゆる報告・連絡・相談の徹底について常日頃から強く指導を受け実行している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・農業経営統計調査においては、調査客体に対して個別の取りまとめ結果を「お宅の農業経営」として還元しているほか、公表となった調査結果の利活用について担当者から説明させている。さらに、調査を依頼する時には、調査の目的、施策への利用等について説明を行い協力をいただいている。 ・水稲作況調査において調査期毎の公表時対応として関係機関を訪問し、公表結果の説明を行い共通認識を深めるとともに意見・情報収集を実施している。 ・管内の関係機関との意見交換は、水稲に限らず農林水産統計全てにおいて現場の生の声を収集する貴重な場として対応しており、意見・要望等について上部に報告している。 ・20年産水稲にあっては生産調整について確実な実行を求められていることもあり、今まで以上に統計数値に関心が寄せられた。このようなことから、作柄の取りまとめ結果作成過程を広く公開し理解を深めてもらうための説明会を開催するなど、他の統計調査も含めて施策等に関する意見・要望について収集し上部に報告している。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・国が行う統計調査は常に公平性・中立性が堅持され実施されているため、利害関係へ直結することはありません。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	<p>・統計調査ではデータの把握が中心となるが、情報業務においてモニター及び事例情報を収集する際など、食の安全に関する情報を提供している。</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	<p>・統計調査では、農畜産物の生産量の把握、食品企業を調査客体として食品循環資源再生利用等実態調査、食品流通段階別価格形成調査、食品産業活動実態調査を実施しているが、直接に食の安全等に関する調査項目は設定されていません。</p>	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 八戸統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産統計の調査・取りまとめに関すること、農林水産情報の収集に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対して接遇研修を実施し、相手に対して不快な印象を与えないように丁寧・親切な対応を行うことを確認しあつた。 農林水産統計調査や農林水産情報収集のため調査客体や関係機関と接する際、調査の目的や施策利用などに理解をいただきお願いしている。その際に挙げられる意見や要望については上部に挙げるなど丁寧な対応をしている。また、外部からの照会者からは丁寧な対応で感謝されている。 水稲調査の調査手法公開説明会では、統計データの作成に対して理解が深まり感謝と評価をいただいた。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 苦情、疑問、要望等に対する対応方法は上部に報告するなど処理はルール化されている。点検の結果、苦情等を積極的に収集することは不十分であるが、これからは、調査客体等に接した際は今まで以上に積極的に意見収集することを全職員で確認した。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 各種統計調査を行う際に、調査の目的や施策利用状況を説明して調査をお願いしている。また、施策に関する資料等も提供し施策に対する理解を深めている。その際に施策に出される意見・要望は収集し上部へ報告することとしている。現段階では意見・要望等に対する対応については丁寧に行われ評価されているが、施策に反映された事例が必要である。 水稲調査の調査手法公開説明会は、米の生産調整に絡んで施策を実施する上で統計データの正確性を理解していただく機会となったこと、作柄に関する意見交換により情報の共有化が図られた。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 統計調査業務は、統計データの正確性を図るために中立性、公平性が原則であり、特定の側に利することはない。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論		部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。
	業務の見直し	×	・直接、食の安全業務ではないが、情報業務でモニターへの対応、事例テーマに基づく情報収集時に食の安全に関する資料等を提供している。
		—	BSE発生後業務の見直しを行ったか。
		—	見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。
		—	部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。
		—	部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。
		—	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）
		—	フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。
		—	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。
		—	他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。
—	おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		
—	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。		
影響可能性の確認	×	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	
		×	・各作物及び畜産の生産量統計、流通業務では食品事業者を調査対象として調査を行っているが、直接、食の安全に影響を及ぼす調査項目はない。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 五所川原センター
部署の業務内容	①農林漁業の基本構造に関する調査、②農漁業者の経済活動に関する調査。③資源利用と生産に関する調査。④流通、加工、消費に関する調査。⑤現地事例情報・アンケート調査を実施し、農林水産施策の基礎となる統計を作成し、地域の食料・農山漁村に関する情報の受発信、意識・以降を把握し提供する

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・農業経営統計調査における調査票の回収時、調査結果の還元時に意見等の情報交換しながら情報収集する。 ・現地ほ場において管内の関係機関(県・市町村・JA)に対し、水稲作柄概況調査の実測調査の取りまとめ方法を具体的に実演しながら調査機器等を説明し、情報交換を行いながら説明会を開催、統計データ作成に対する理解を深める取組を行った。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・農業経営統計調査は、日頃から調査対象者へ定期的に訪問し、資料提供しながら分かりやすく説明している。調査農家からは良い評価を得ている。 ・今年初めて水稲作柄概況調査の調査手法の説明会を現地ほ場において開催したが関係機関から大変有意義な説明会で調査方法や手順が理解できたと参加者から評価を得た。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・調査農家の苦情や要請については、速やかに上部に報告している。 ・水稲作柄概況調査結果の公表時、関係機関からの意見等に対しては速やかに丁寧に説明をし、理解を得るとともに上部に報告している。 ・調査等について要請された場合、内容等を把握し、センター内で把握できるものは速やかに情報提供し、上部へ内容等を連絡・報告・相談をしている。センター内では各職員に対して日頃から連絡・報告・相談の徹底を図っている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・農業経営統計調査結果の内容については、各農家の調査結果、「お宅の農業経営」を還元しておりその都度、担当者から分かりやすく理解できるよう説明する取組を行っている。 ・調査を依頼する場合も、調査の目的、利用状況を説明し協力をお願いしている。さらに施策等に関する意見・要望等について情報収集し、貴重な意見を上部に報告している。 ・水稲作柄概況調査の調査手法の説明会を開催するなど調査の理解を得るため関係機関との共通認識を図りながら意見交換の場を設けた。関係機関からは、大変参考になり有意義な意見交換ができたとの評価を得た。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・調査の結果について特定の者との利害関係に直結しないよう、中立性、客観性を基に実施している。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	・統計や情報業務を遂行する中で、食の安全に関連する事項がない時も対面で出された食の安全に関する資料を提供している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	×	・統計調査業務では、消費流通業務で食品環境資源の再利用等実態調査・食品産業活動実態調査などについて食品の安全に影響を及ぼすような調査項目の設定がありませんので、食品の安全性の追求を業務として行うことは承認統計として不可能である。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			

業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 青森農政事務所 十和田統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産施策に直接利活用するための農林水産業統計の情報収集及び分析・提供業務。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>・事故米等、アンケート結果を踏まえ、従来の対応に加えて農林水産省の職員としての自覚を持ち、外部対応するように待遇等の研修を行い丁寧、誠実、親切な対応を心がけている。</p> <p>・水稲調査結果及び各種結果について資料の説明に関係部署に出向しているが、資料・説明について参考になると評価をいただいている。また、水稲調査手法の公開説明会では、統計データの作成について中立・公平に行われていることが理解され、評価をいただいた。それ以外については、第三者による評価、検証までは行っていない。</p>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<p>・農林水産省の出先機関が当センターのみとなり、地域からの多様な照会、苦情及び要請等はルールに基づき上部に報告するなど対応している。第三者による評価、検証は行っていない。</p>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>・各種統計調査時に、調査の目的や施策に利用されることを説明し、協力をいただいているが、その際に施策に対する意見・要望等について出された場合は上部へ報告し、客体に回答できるものは対応している。農林水産省の職員として、現在の担当業務に限らず政策全般の情報共有を図り、意見の情報収集に努めている。</p> <p>こうした取組から、照会者も増えてきており感謝されるとともに評価されている。</p>
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	<p>・統計調査データの作成は、特定の団体等に偏ったものではなく、中立性、公平性、正確性のもとに調査を実施している。</p>
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	・統計調査や情報業務では、調査客体、モニター、事例収集などで対面することから、直接食の安全に関連する事項はないが資料、情報の提供を行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	・統計調査では流通業務において食品産業事業者への調査として食品循環資源再生利用等実態調査、食品流通段階別価格形成調査、食品産業活動実態調査などがあるが、食の安全に影響を及ぼす調査項目はなく、調査項目以外で聞き取ることは統計法にも触れることとなる。（不正な事案は別である）	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	